

春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例

春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（平成27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう。）その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度までに、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者	当該主任介護支援専門員研修を修了した日から平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号
----------------------------	---

平成24年度及び平成25年度に主任介護支援専門員研修を修了した者

当該主任介護支援専門員研修を修了した日から平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号